

平成17年度地下水質モニタリングのあり方に関する検討会（第1回）

議事要旨

1．日時：平成17年4月26日（火）13:00～15:00

2．場所：経済産業省別館821号室

3．出席者：

（検討会委員）飯田委員、稲葉委員、大岩委員、高橋委員、中杉委員、早瀬委員、吉川委員代理
（環境省）甲村水環境部長、志々目地下水・地盤環境室長、坂口地下水・地盤環境室室長
補佐ほか

4．水環境部長挨拶

5．出席者紹介及び座長選任

検討会委員のご紹介をし、互選にて中杉委員が座長に選任された。

6．議事次第

（1）議題1「平成17年度地下水質モニタリングのあり方に関する検討会の設置について」

事務局から、資料1に沿って、検討会の設置の趣旨及び検討内容について説明がなされた。また、検討会の公開方針について説明がなされ、了承された。

（2）議題2「地下水質モニタリングの現状と課題について」

事務局から、資料2及び資料3に沿って、地下水質モニタリングに関する既存の通知等及び各都道府県の測定計画等の概要について説明がなされた。その後、飯田委員、高橋委員、吉川委員代理、大岩委員より、それぞれ神奈川県、島根県、愛知県、山形県の地下水質モニタリングの実態について説明がなされた。

また、事務局から、資料4に沿って、地下水質モニタリングによる汚染判明後の対応について説明がなされ、委員より汚染井戸周辺地区調査を着実に実施する必要があること等について指摘があった。

（3）議題3「今後の地下水質モニタリングの方向性に関する論点について」

事務局から、資料5に沿って、今後の地下水質モニタリングの方向性に関する論点について説明がなされ、議論が行われた。委員より指摘を受けた主な意見は以下のとおり。

- ・ モニタリングに関して、国と地方公共団体との役割分担を確認しておくべき。
- ・ 地方公共団体により実施されるモニタリングについては、地下水汚染の概況を把握するための調査、汚染を発見するための調査、健康影響防止の観点からの調査等、いくつかの目的があって実施されている。それぞれの目的を整理した上で、どのように位置付けるべきか検討すべき。
- ・ 都道府県の立場からすれば、国にある程度の基準を示してもらった方がモニタリングを実施しやすい。ただし、現状と大幅に異なることを義務づけても無理があるので、その辺りを考慮して欲しい。

- ・ 測定地点数の目標を設定するとすれば、人口だけでなく、可住地面積との組み合わせから設定するという方法も考えられる。
- ・ 地下水の調査は、飲用の観点は重要だが、将来の使用に備えるためには実態の把握そのものが重要である。
- ・ 現在の概況調査では、都道府県によって調査項目数が異なるなど、都道府県の裁量が大きい。研究をする上ではデータが 100%そろっているのが望ましいが、実際は困難であるのでその整理が必要。
- ・ モニタリングの内容ややり方が全都道府県で画一的である必要はない。その上で、国として最低限やるべきことを整理する必要はある。
- ・ 地下水の調査は、何巡かしたからもう調査をしなくて良いという話があるが、平面的には概ね汚染の状況は把握できたとしても、地下水には帯水層がいくつかあるので、鉛直方向を含めて 3 次元的に汚染の状況を見ていく必要があるのではないかと。
- ・ 地下水の汚染の状況を広がりとして整理すべき。地下水汚染の評価に当たっても、環境基準を超えた / 超えないだけでなく、傾向として濃度が低下している、汚染の広がりが小さくなっている等について評価できるモニタリングが必要ではないかと。
- ・ 災害による地下水流動の変化への対応は重要であるが、地下水の場合は利水の変化にも注意する必要がある。揚水の開始や終了時等は地下水の流れが大きく変わる。
- ・ 測定計画外の調査も数多く実施されている。これらのデータをどのように取り込むかを検討することも重要ではないかと。

(4) 議題 4 「その他」

事務局から、資料 6 に沿って、今後のスケジュールについて説明がなされ、次回検討会までに事務局において検討会の報告書案を作成すること、次回検討会は 5 月 2 4 日 (火) 10:00 ~ 12:00 に開催されることが確認された。